

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(310) 一略一</p> <p>(311)～(478) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(310) 一略一</p> <p><u>(310)の2 家畜 動物用生 1頭につ</u> <u>伝染病予防法第 物学的製 き70円</u> <u>50条の規定に基 剤使用許</u> <u>づく動物用生物 可手数料</u> <u>学的製剤（豚熱</u> <u>予防液に限る。）</u> <u>の使用の許可</u></p> <p>(311)～(478) 一略一</p> <p>2 一略一</p>